

【茨城県】笠間市農業再生協議会

方法



協議会の概要

申請件数・確認面積：180件、949ha

主な申請品目：飼料用米、麦、大豆等

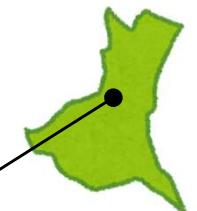
協議会事務局：市役所、JA

経安主担当者：市職員1名、

J A 1名、

市会計年度任用職員2名

茨城県笠間市



現在の現地確認方法の導入経緯

- 平成27年度まで、確認対象の圃場の所有者に確認札を郵送し、札が立っている圃場を作付確認して、白地図に色を塗る方式で現地確認を行っていた。しかし、**業務量が膨大であつたため、ベンダーに委託して現地確認システムを導入し、県内で初の試みとなるタブレットによる現地確認を、平成28年度より行うこととした。**

現地確認の方法（対象筆数：約6,200筆 ※令和7年度）

	導入前（平成27年度まで）	現在（平成28年度から）
方法	確認札・白地図による	G P S機能を用いた現地確認システム（タブレット）による
確認者	市役所、J A、農業共済組合、集荷業者、農業改良普及センターほか	市役所、J A、農業共済組合 ※令和8年度からは市役所単独で実施予定
時期・回数	通年、7回程度	通年、7回程度
手順	<p>①営農計画書の情報を基に、事務局にて現地確認の地図及び確認札を作成する。</p> <p>②作成した確認札を、現地確認対象圃場の所有者に事務局より郵送する。</p> <p>③確認札を受領した所有者が、当該圃場の近辺に札を立てる。</p> <p>④札が立っている圃場を確認者が現地確認し、結果を地図及び野帳に記録する。※全て手作業</p>	<p>①事務局にて営農計画書の情報をシステムに入力する。</p> <p>②事務局にてシステムからタブレットに、地図データを転送する。</p> <p>③確認者がタブレットを用い、現地確認を行う。</p> <p>④事務局にて、現地確認結果をタブレットからシステムに転送する。</p>
費用	確認札作成：30万円、郵送代：約10万円、その他消耗品費、時間外勤務手当、地図印刷費用等	システム及びタブレット(4台)賃借料：119万円

導入の効果（メリット）

- 準備及び現地確認に掛かる時間が大幅に減った。

（準備期間：年間延べ**1か月→2日**、実際の現地確認期間：年間延べ**4か月→2か月**）

- 部分休耕等に関し、巻き尺を用いて行っていた面積測定をG P S機能で行えるようになり、**精度の向上及び大幅な時間短縮**を図ることができた。
- 現地確認に関わる**職員の人数削減**及び、作業時間の大幅な短縮に伴う**時間外勤務の削減**に繋がった。
- 所見のある圃場の写真等をシステムに保存できるため、過去の情報が一元的に管理できるようになった。

課題・問題点（デメリット）

- システムの賃借料が高い点。